

第1回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会

1. 平成21年11月12日（木）午後7時30分から高石市役所会議室111において、第1回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会を開催した。

2. 出席委員は、次のとおりである。（8名）

委員：畠中 宗一 学識経験者（大学関係者）

委員：大方 美香 学識経験者（大学関係者）

委員：森本 登志雄 社会福祉協議会会長

委員：石田 弘美 民生委員・児童委員協議会会長

委員：荒木 剛 社会教育委員議長

委員：川西 淳子 婦人団体協議会会長

委員：片木 滋郎 青少年指導委員協議会会長

委員：平山 友美 取石幼稚園保護者

欠席委員は、次のとおりである。（1名）

委員：森島 憲治 学識経験者（税理士）

3. 会議の内容は、次のとおりである。

◇事務局 定刻になりましたので、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第1回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会を開催させていただきます。

本日の司会をさせていただきます保健福祉部子育て支援課、〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開催するに当たり、市長よりごあいさつさせていただきます。

◇市長 どうも皆さん、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、委員各位におかれましては本委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

平素は市政各般、とりわけ福祉・教育分野に対しまして温かいご理解、ご協力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

また、このたび高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会の委員をお願い申し上げましたところ、大変お忙しい中、お引き受けを賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本市では、このたび、お互い隣接をいたします取石幼稚園と取石保育所を一体化いたしまして、民間活力を導入した形で新たに認定こども園として移行することといたしました。

この認定こども園とは、文部科学省と厚生労働省におきまして、就学前の教育、保育のニーズに対応する新たな選択肢として、保護者が働いておられるかおられないにかかわらず利用できる、また集団活動、異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを支援する、また待機児童を解消し、充実した地域子育て支援事業により子育て家庭を支援するなど、幼児教育、子育ての多様なニーズに対応できる施設として推進されております。

そんな中、本市といたしましては、本市の東部地区における幼児教育、子育て支援の拠点といたしまして施設のリニューアルを図りつつ、より一層の充実を図るべく、認定こども園の導入を決定した次第でございます。つきましては、この認定こども園の移管先となる認定こども園運営者の選定基準や運営の条件、法人の選考等々につきまして当委員会でご検討していただきたいと存じております。

委員各位におかれましては、さきの幼児教育のあり方検討会で本当にご苦労いただきました委員の先生方もおいでいただいております。また、保護者の意見を十分に反映させていただきたいということから、保護者のほうからも委員をお願いさせていただきまして、本日、ご就任

をいただくわけでございます、すべての委員さんに対しまして心から感謝申し上げる次第でございます。

いずれにしましても、ひとえに本市の、高石市の幼児教育、子育て支援の充実のため、本当に委員各位におかれましてはご苦勞をおかけ申し上げ、まことに恐縮に存ずる次第でございますが、どうか温かいご理解とご支援、ご協力のほど心からお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◇事務局 ただいまより委員の皆様にも市長のほうから委嘱状を交付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◇市長 委嘱状。

〇〇様。

あなたに高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会の委員を委嘱します。

平成 21 年 11 月 12 日。

高石市長、阪口伸六。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

(委嘱状を各委員に交付。)

◇事務局 この時点で市長は公務のため退席させていただきます。

◇市長 じゃ、いろいろご苦勞をおかけ申し上げますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

(市長退席)

◇事務局 続きまして、初めての会議でございますので、委員の皆様におかれまして自己紹介のほうをお願いいたしたいと存じます。

(各委員自己紹介)

◇事務局 ありがとうございます。

なお、本日、〇〇委員におかれましては、急用が入り、おくれるとのことで、できる限り会議に間に合うよう努力、出席できるよう努力いたしますということで事務局のほうに連絡がありましたので、ご了承願ひします。

それでは、続きまして事務局の職員の方をご紹介いたします。

(事務局自己紹介)

◇事務局 続きまして、委員長長の選任に移らせていただきたいと存じます。

お手元にご配付させていただいております資料の1、高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会要綱をごらんください。

要綱第5条の第1項に委員長は委員の互選となっております。

選出方法はどのようにさせていただけばよろしいでしょうか。ご意見ございましたら。

◇委員 方法ですか。

◇事務局 はい。

◇委員 ぜひ〇〇委員にお願いしたいんですけど、委員長を。

(賛成)

◇事務局 委員長に〇〇委員のお声ありがとうございましたけども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◇事務局 それでは、委員長には〇〇委員に、ご苦労をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

〇〇委員におかれましては、委員長席のほう、前へ来ていただけますでしょうか。お願いいたします。

(委員長着席)

◇事務局 よろしいでしょうか。

それでは、委員長に委員長就任のごあいさつをお願いいたしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

◇委員長 こんばんは。

選考委員会の委員長ということでございますが、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇事務局 それでは、続きまして設置要綱第5条第3項のほうにございます、「委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員」ということでございますので、職務代理につきましては、ぜひ委員長のほうからご指名をお願いいたしたいと存じます。

◇委員長 それでは、職務代理は〇〇委員にお願いしたく存じます。

◇委員 了解いたしました。

◇事務局 ありがとうございます。

それでは、次に会議の資料につきまして事務局のほうより説明いたします。

◇事務局 それでは、私のほうから会議の資料、詳細につきましては後ほどご説明申し上げますが、ご確認だけお願いしたいと思います。

まず、1枚ものの本日の次第、それから、過日、会議のご案内とご一緒にご配付させていただきました参考資料、それは1ページから14ページまでホッチキスどめしたものでございます。それと、本日お手元にお配りさせていただきました第1回事業者選考委員会資料というタイトルの15ページの資料でございます。もし落丁等ございましたら、また事務局のほうまでお申し出ください。よろしいでしょうか。

◇事務局 それでは次に、案件に入ります前に、会議の運営の方法について委員の皆様にご協議願いたいと存じます。

この件につきましても事務局から説明願います。

◇事務局 それでは、まず会議の傍聴及び会議録についてでございます。本日のお配りしました資料の中の4ページ、高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会における傍聴基準、それと5ページの傍聴についての要領ということで、本委員会につきましては10名以内の傍聴を認めてまいりたいと存じております。

また、傍聴につきましては、傍聴基準にございますように、私語及び談笑しない、飲食及び喫煙をしない、その他5項目の遵守事項というものを設けさせていただいております。

次に、会議録の形態についてでございますけれども、1つ目は録音機に記録された記録をそのまま筆写するもの、2つ目は主な発言内容について読みやすいようある程度字句を整理するもの、3つ目は会議で出た主な意見を列記するものがございます。事務局としましては、2つ目の発言内容について読みやすいようある程度字句を整理する形態でまとめたく考えております。

また、発言につきましては、委員個人を特定しないで記録してまいります。委員会要綱第6条第5項ただし書きで、委員会の決定により非公開とすることができるとしてございまして、選考の際、委員の皆様の間違った意見をお願いしたいということから、会議録につきましてもご配慮させていただきたいと存じております。

以上でございます。

◇事務局 事務局から説明がありました会議の傍聴及び会議録については以上でございますが、よろしいでしょうか。

(了承)

◇事務局 それでは、本日の会議の傍聴にお越しになられた方にご入室いただきます。

(傍聴者入室)

◇事務局 それでは、これより委員長に議事進行のほうをお願いいたしたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

◇委員長 それでは、本日の案件に入らせていただきます。

会議の終了は、おおむね9時をめどにお願いしたいと思います。

それでは、まず案件①本日の会議の資料に基づく説明を事務局よりお願いしたいと思います。

◇事務局 それでは、私のほうから本日のお手元にご配付しております資料をご説明させていただきます。

まず、本日お配りいたしました資料、その1ページ、本委員会の要綱がございます。

本委員会は委員10名以内ということで構成させていただいております。

委員会の所掌事務につきましては、第2条で、移管先となる認定こども園運営者の選定基準あるいは運営の条件、運営者の選考ということでお願いいたしております。

3ページには委員会の名簿をつけさせていただいております。

委員、現在、そこには9名ございまして、先ほどごらんいただきました10名ということで本日の会議を開催するに当たりまして皆様方に各委員さんのご内諾を得た上で日程調整をさせていただきましたけれども、保護者の方1名が、日程調整の後、ご辞退ということで、現在9名ということで、そこに名簿のほうをつけさせていただいております。

それから、先ほどご説明申し上げました傍聴基準、それと要領、それをつけさせていただいております。

会議の運営に当たりましての資料は以上ございまして、ちょっと前後するんですけども、過日、お配りさせていただいた参考資料、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。開催通知とご一緒にお配りさせて……。

まず、今の本市の幼稚園あるいは保育所の現状ということの資料をその資料の中で掲載させていただいております。

まず、1ページには市立幼稚園の園児数とクラス数の推移ということで、各幼稚園の15年度から21年度までの4歳児、児童数、5歳児の児童数、またクラスの数、そういったものを一覧表にさせていただいております。

2ページをごらんいただきたいと思いますけれども、市内公立の幼稚園6園のうち、平成15年度18クラスから平成21年度は15クラスに減少しております。また、園児数も120名ほど減少しているというのが実態でございます。

それをわかりやすく、棒グラフあるいは3ページには折れ線グラフで、その推移を表示いたしております。

次の4ページ、5ページ、こちらのほうは保育所の入所児童数の推移でございます。

4ページには公立、5ページには私立の保育所別の年齢別の人数を、同じく15年度から21年度までの推移ということで表示させていただいております。

次の6ページをごらんいただきたいと思いますが、入所児童数についてはほぼ横ばい、あるいは、やや微増という形になっております。

次の7ページには、これは市立幼稚園あるいは私立の幼稚園、市立の保育所、私立の保育所別に各小学校区の内訳を記載したものでございます。

このうち市立保育所は、これは21年度の入学児童数であらわしておりますので、保育所の数は5カ所になっておりますけれども、21年4月から高石保育所が民営化されたことに伴いまして、現在は市立保育所は4カ所、私立が4カ所というふうになっております。

次の8ページをごらんいただきたいと思いますが、この8ページには全人口に対する0歳から5歳児の割合の推移ということで、平成15年度は6.73%あった比率が平成21年度は5.77%まで減少しているという実態でございます。

9ページの公立幼稚園の就園率の推移でございますけれども、平成15年度、4歳、5歳児の人口1,319に対しまして平成21年度は1,217、公立幼稚園就園児数が同じく平成15年度は436から313、就園率に直しますと、15年度の33.1%から25.7%まで減少しておるという実態でございます。

次の10ページから11ページ、これは認定こども園のパンフレットでございます。

このパンフレットの11ページの下のほうをごらんいただきたいと思いますが、認定こども園につきましては4つの類型がございます。

まず幼保連携型、これは認可保育所と認可幼稚園とが連携して一体的な運営を行うといった型で、幼稚園型というのがございます。認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するというので、この幼稚園型につきましては保育所部分については無認可ということになります。保育所型といいますのは、認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるといった施設でございます。この保育所型の幼稚園部分については無認可の幼稚園ということになります。それと、もう一つ、地方裁量型、この型は、幼稚園、保育所、いずれもこれは認可のない、いわゆる無認可の施設ということで、地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ、もちろん無認可の幼稚園、保育所であっても、認定こども園としての認定は都道府県が行うといったのが地方裁量型でございます。

この認定こども園全体としましては、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、あ

るいは地域における子育て支援を行う機能といったものが法律の中で義務づけられているといったことでございます。

次の 12 ページ、これは実際に認定こども園を利用されている保護者の方がどういった評価をされているのかという、これは厚生労働省のアンケート調査結果でございます。

その表に、ごらんになっていただいたらわかるように、8割近くの方が一定の評価をいただいている、また9割近くが制度を推進していくべきだという回答になってございます。

その認定こども園を評価している点について主なものが、そこに掲載しておりますように、保育時間が柔軟に選べる、あるいは就労の有無にかかわらず施設の利用できる、また教育活動の充実であるとか異年齢交流、そういったものが主な項目となっております。

また、具体的な感想はそこに列記されていますように、さまざまなご意見、評価がアンケート調査からも見えているといった実態がございます。

もう一つ、13 ページ、14 ページには認定こども園のこういったものが、評価といたしますか、こういったパンフレットをつけさせていただいておりますけれども、14 ページに記載しております保護者の方からの代表的な質問という部分でございますけれども、教育、保育の内容はどうなっているのか、そういった内容に対しまして答えがそこに記載されております。

主なものでございますので、すべてではございません。また具体的なものがあれば、お示しさせていただきたいと思っておりますけれども、入園の手続であるとか利用料、そういったものの疑問に対する答えというのがそちらのほうに載っております。これも文科省あるいは厚労省から出されております資料の写しでございます。

こういった参考資料といったものをつけさせていただいた上で、本来の認定こども園の事業者募集のほうに入るわけでございますけれども、そちらにつきましては本日お渡ししました6ページをごらんいただきたいと思います。

これは、この委員会にお示しさせていただきます受託事業者の募集要項の案でございます。この案を十分これからご議論いただきたいと思います、その内容につきまして説明させていただきます。

取石幼稚園、取石保育所を認定こども園に移行する、それにつきまして本市としましては幼保連携型としての設置を計画しております。したがって、大阪府による保育所及び幼稚園の認可、それと認定こども園の認定というものが、これが条件となってまいります。

3番の応募資格・条件でございますけれども、まず(1)としまして、大阪府下において認可された保育所を10年以上運営している社会福祉法人あるいは認可された幼稚園を運営して

いる学校法人、もしくは大阪府下において現に認定こども園を運営している学校法人または社会福祉法人ということを考えております。

当然、認定こども園を設置するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、大阪府の認定を受けるということが前提になりますので、そういったことの条件というものを加味したものになってまいります。

また、移管先の法人が、我々、決まりましたら、本市と法人との間で締結いたします基本協定あるいは財産の貸し付け、譲渡契約、そういったものを確実に履行していただくということを条件とさせていただきます。

7ページの用地及び施設でございますが、本市としましては認定こども園用地、これにつきましては市と法人さんとの契約によりまして無償貸し付けということを考えております。敷地面積は約2,000平米ということで計画しております。

施設につきましては、この土地の上に幼保連携型の認定こども園を新設する、つまり法人さんでもって新しく施設をつくっていただきたいというふうに考えております。

その施設整備あるいは施設の設置に要する経費、また用地の整備等に要する経費は、これは法人負担ということでございます。

現存いたしております保育所の建物につきましては、契約により、これを無償譲渡と、法人さんのほうに無償で譲渡したいというふうに考えております。

その他、施設の運営に当たりまして、園児の送迎時等に使用する駐車場あるいは駐輪場、必要な規模をこれは確保していただくと、そういったこともこの中に盛り込んでおります。

その他としましては、関係法令遵守ということは当然でございますし、施設整備に当たっては周辺の近隣住民への配慮、そういったことについてもお願いしたいと。

また、平成23年4月1日の運営開始ということで計画しておりますので、そういった準備期間を十分に設けるために、設園者、こちらのほうには平成23年2月末までに完成させていただきたいというふうに考えております。

また、幼稚園備品であるとか、こういったものについては無償譲渡を考えております。

(4)に今後の主なスケジュールを記載させていただいております。

事務的な作業等は21年度、22年度に行っていただきまして、平成23年度に認定こども園の開園といったスケジュールでこなしたいということでございます。

次の8ページ、こちらのほうは運営の条件でございます。

認定こども園の運営に当たっては、認定こども園運営の条件に定めるということにしており

ます。この認定こども園運営の条件については 11 ページ以降にございますので、詳細のほうについてまた後ほど説明したいと思います。

6 の申請書ですね。当然、法人さんを募集するに当たりましては、いろんな書類というものを応募の際にはつけていただくということになりますが、その書類の一覧表をこちらのほうに記載させていただいております。

(1) の法人に関する書類、(2) 現在運営している保育所、幼稚園あるいは認定こども園に関する書類、(3) 認定こども園の運営に関する書類、(4) 認定こども園の施設整備に関する書類、こういった細かい項目につきまして、こちらのほうに応募の際には提出していただくということを考えております。

なお、個々の書類、これにつきましては次回の委員会までにお示しさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

9 ページの 7 番の申込用紙の配布から 12 番、応募者によるヒアリング、こちらのほうにつきましては日程の部分については空白となっておりますが、今後、本委員会でご検討いただいた結果を踏まえまして、詳細の日程を調整してまいりたいというふうに考えております。申込用紙の配布から受付期間を経まして、法人さんへの説明会、また質問の受け付け、それを経た上で応募していただくと、その応募した書類でもって法人の選考をこの委員会でご議論いただくというスケジュールでございます。

それでは、先ほど申し上げました 11 ページの認定こども園運営の条件というところをご参照いただきたいと思います。

認定こども園の運営につきましては、これは教育及び保育の分野が入ってまいりますので、文科省が定めます幼稚園教育要領及び厚労省が定めます保育所保育指針に基づくと、これは必須条件でございます。

法人については直接認定こども園を運営して管理するということになっております。

23 年 4 月 1 日の開園に向けて、運営資金あるいは人材、必要な準備を行っていただきます。

また、本市の認定こども園というのは初めてのケースでございます。いろんな角度から研究やノウハウといったものを我々のほうにも提供していただきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、本市が目指しますのは幼保連携型ということでございますので、法律、正確に言いますと、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この認定こども園の設置の根拠となる法律でございますけれども、及び大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例、もちろんこういった条例のもとに、それぞれ運営基

準といったものがございますけれども、そういったものを遵守した教育、保育を行うとともに、3歳以上児については高石市教育基本方針に沿った教育を行っていただくということでございます。

それと、保育所の児童につきましては、これは高石市在住ということに限定させていただいております。本市の待機児童の現状あるいは周辺市の待機児童の現状を考えますと、保育所の児童につきましては高石市在住ということにさせていただいております。

また、幼稚園の児童につきましては、高石市在住を中心に募集するというところでございます。2番目は新設認定こども園の概要でございます。

この概要につきましては、まず幼稚園部門につきましては、想定される定員、これを95名といたしております。本市が想定する年齢別定員というのは、そちらの表につけさせていただいておりますように、3歳児、4歳児、5歳児、3年の保育を行っていただくということでございます。

また、保育所につきましても、これも本市が想定する定員を120、0歳児から5歳児までの保育を行っていただきたいと考えております。

また、クラス別編制につきましては、3歳児から5歳児の共通利用時間においては、35人以下の子どもで構成される学級を編成して、それぞれの各学級に担任及び副担任を置くということをお願いしたいと考えております。

12ページの3、事業の内容でございますが、合同保育事業というのがございます。この合同保育事業というのは、認定こども園におきまして幼稚園部分あるいは保育所部分の子どもたちの共通時間、これはおおむね4時間というふうにされておりますけれども、そういったものについては幼児教育・保育を一体的に提供するというところをお願いしたいと。

3歳から5歳のすべての児童について幼児教育を行う。これは、認定こども園ですから、当然していただくということで、改めてこちらのほうには条件として記載させていただいております。

また、短時間児、これは幼稚園児ですね、それから長時間保育児、長時間児といえますけれども、保育所児に区別なくクラス編制を行っていただきたいと。

それと、(2)ですけれども、これも法律の中で義務づけられておりますけれども、地域における子育て支援事業を行っていただきたい。事業の実施については専用の部屋で行う、あるいは既存の公立、私立、そういった支援センター、支援事業と連携をとる、また地域の活動事業、これはフリースペース等が考えられますけれども、そういったものも実施していただく

いうこととございます。

(3) 食育・給食事業です。

給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施するという一方で、保育所につきましては月曜から土曜まで給食を行うと、また幼稚園児についても給食を提供するということとございます。

安全な食材の確保であるとか、当然、アレルギー食への特別な配慮、そういったものもこちらのほうで規定させていただいております。

給食につきましては、本市の今の考え方では、当該法人さんの施設職員によって自園調理して提供するというようお願いしたいと思っております。また、調理員の配置については、公立の保育所と同様とすることとしております。

栄養士の配置につきましても、栄養士の資格を有する者の配置を考慮する。ただ、栄養士の配置が困難な場合は、他の事業所、この事業所と申しますのは、その法人さんが運営している施設、保育所が考えられますけれども、他の事業所の栄養士をもって献立ができる体制をつくるということとございます。

また、障害児保育につきましても、障害児を受け入れて、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくということに配慮していただきたい。また、障害児の児童数に応じまして、保育士を加配配置していただきたいということを考えております。

3歳児保育につきましては、これは幼稚園機能の部分でございますけれども、保育に欠けない3歳児、現在、公立の幼稚園では4歳、5歳の保育を行っておりますけれども、3歳、4歳、5歳の保育を行っていただきたいと。

また、預かり保育につきましても、当該幼稚園の園児で、必要と認める園児につきましては、預かり保育を行っていただくということを考えております。

なお、その預かり保育に係ります必要な経費、この部分については保護者から徴収することができるというふうに規定させていただいております。

また、延長保育、これは保育所での延長保育ですけれども、7時以降の延長保育につきましては9時まで実施していただきたいと。

なお、この延長保育につきましても費用徴収を可能としております。

また、一時保育につきましても行っていただきたい。この一時保育につきましては、家庭保育が一時的に困難となった乳幼児につきまして、昼間において認定こども園で一時的に預かっていただくということを考えております。これにつきましても、一時保育につきましても必要

な経費はご負担いただく、法人が徴収していただくということになります。

また、休日保育もお願いしたいと考えております。

あわせて、病児・病後児保育、これは体調不良児型ということで、保育中に体調不良になった場合については、認定こども園の専用スペースにおいて保育を行う。保育を行うに当たりましては、看護師等が保育することになると思いますが、当然、その必要な職員配置も看護師1名以上を配置するという条件をこちらのほうで記載させていただいております。

4番のその他の運営の内容でございますけれども、現在の保育所・幼稚園の名称、取石幼稚園、取石保育所、この取石という名称を継承するというようお願いしたいと考えております。

また、認定こども園の行事としては、保護者も含めまして、幼稚園と保育所が協力して行っていただきたい。また、小学校、中学校と連携、あるいは幼児教育・保育の向上につながるような職員研修も積極的に参加していただくということでございます。

この4番については相当細かく記載しておりますので、すべて読ませてはいただきませんが、抜粋させていただきます。

(12) 現在、公立の幼稚園あるいは公立の保育所、行事を行っておりますが、こういう行事についても積極的な参加をお願いしたいと思っております。

また、(14) 制服、道具箱、今現在使っております個人の、児童・幼児の用具ですね、そういうものについては現在使用中のものは在園中は認めていただきたい。

また、(15) 幼稚園教諭あるいは保育士の年齢構成、これについては、経験もそうですけれども、バランスも大切だと思います。一定経験年数を有する職員を配置するというふうに努めていただきたいということで、条件の中に入れさせていただいております。めどとしては、3年以上の経験者がおおむね3分の1以上というふうなことも考えております。

健康診断、これについても、公立保育所、幼稚園が現在行っております健康診断と同様に実施していただきたいと。

また、保護者会についても現行どおりと。また、保護者会が実施する行事等についても誠意を持って対応、あるいは施設、備品等の貸し出し、これらのものについても協力をお願いするところです。

引き継ぎにつきましては、1年をかけて行うということで考えております。その実施に当たっては、保護者の意見を聞くとともに、これは幼稚園あるいは保育所と運営法人が連携し、引き継ぎを行っていただくということになります。

(19) 保育料以外の特別徴収については、現在、公立で負担している以外の負担は原則と

して行わない。

なお、この特別徴収という意味合いの中には、先ほど申しあげました延長保育であるとか預かり保育であるとかといった部分ではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

それと、(20) 現に高石市において実施している保育内容、これは幼稚園も保育所も共通でございますけれども、そういった保育内容を考慮し、運営を行うと。また、移管後につきましては、保育の実施の検証のための協議会、これは保護者、法人、高石市、高石市教育委員会と構成する協議会というのを設置していただきたいというふうに考えております。

また、これは保育所の部分でございますけれども、保育士の配置については、1歳児については5対1、4歳児については延長保育関連で2名、5歳児については障害児加配ということもお願いしたいと考えておりますし、また看護師を正職で配置ということをお願いしたいと思っております。

それと、(25) の保育所の定員の弾力化、これは一定、定員を超えても入所が可能ということで、弾力化という名称で運用しております。この弾力化の運用については110%程度の範囲で行うこと、つまり、120人の定員でしたら、132名程度まで入所ができるというふうになります。そういったこともお願いしたいと考えております。

それと、(26) の福祉サービスの第三者評価、これにつきましては定期的に受けていただくということでございます。

運営の内容について主な点だけ、はしょってご説明させていただきました。

次、15ページ、これについては、5番、保育料でございます。

保育所の保育料につきましては、現在、本市が定めております高石市の保育所徴収基準というのがございます。この保育料に準拠して定めることとしております。

また、幼稚園児については、近隣の私立幼稚園保育料等と均衡を図ることをお願いしたいと思っております。

(3) としまして、保育料、その他納付金、徴収金については、家計に与える影響を考慮することとし、高石市あるいは高石市教育委員会と協議をした上で決めていただくということになります。

認定こども園の保育料につきましては、それぞれの法人が決定するというシステムになっています。特に保育所につきましては、現在の民間の保育所の保育料というのは市が一たん保護者から徴収させていただいて、その徴収した分も含めて運営経費として民間の保育所にお渡ししておるところでございますけれども、認定こども園につきましては、保護者負担の保育料に

つきましては直接、認定こども園のほうに支払っていただくと。市からは保育料の部分を除いた運営経費を認定こども園のほうにお支払いするということになっておりますので、この決定につきましては、法人さんが決定することになるんですけども、そういった他の公立の保育所あるいは民間の保育所と均衡を図る上でも、市の保育料に準拠して定めていただくということになっております。

また、幼稚園のほうですけども、（４）認定こども園の幼稚園に入園する児童で、ここには「旧市立取石幼稚園」となっておりますけれども、現在の取石幼稚園の園児については、平成 23 年度から 3 年間、入園料、保育料等について別途、高石市教育委員会と協議するということといたしております。

6 番の運営経費、これにつきましては先ほど申しあげました保育所部分あるいは幼稚園部分の運営の経費について必要な経費はこういったものがあるということで記させていただいています。

保育所部分については、今申しあげました必要な負担以外に、事業運営補助といったものがございます。

また、幼稚園部分につきましては、大阪府あるいは国からの経営費の補助であるとか本市が定めます私立の幼稚園の就園奨励費の補助といったものがあるということで、ここの一覧表のほうにつけさせていただいております。

以上が本日の資料の主な内容でございます。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、この募集条件といったものを委員会のほうでご論議いただいて、12 月には公募を行いたいというふうに考えております。また、応募された法人の審査を年明けにはこの委員会でご検討いただいて、1 月末には事業者を決定していきたいというふうに考えておりますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

◇委員長 ただいま事務局より参考資料の説明、それと資料の 4 番目の高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る受託事業者募集要項、6 ページから 10 ページの部分と、5 番目の認定こども園運営の条件、11 ページから 15 ページについて概略の資料説明がございましたが、本日配付された資料もでございます。まだ十分中身を検討できていないとは思ひますけれども、現時点でのご意見、または今後議論をしていただく上で不足していると思われる資料等がもしご意見としてありましたら、出していただければと思ひます。どうぞご発言をお願ひしたいと思ひます。

◇委員 ちょっと質問させてください。

◇委員長 はい。

◇委員 今、認定こども園ということで聞かせていただいたんですけど、とても私は不勉強で、どんなふうな形になっていくのか、イメージもちょっとわからないし、これは保護者の方がもっとよく知っているんやと思いますけど、その辺のところを勉強せないかんのじゃないかなと思いますので、自分自身は知りたいと思っています。

◇委員長 じゃ、きょう準備できない、今説明できることはしていただいて、さらに詳しい資料が出るのであれば、またお願いしたいと思います。

◇事務局 今ご指摘のありましたそういった詳しい資料、これはまた委員の皆様にもお示しできるものを次回までにご用意させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇委員長 ほかにございますか。

はい。

◇委員 ちょっと事務局の方にお尋ねしたいんですけども、きょういただいた資料の中で、14 ページの(18)なんですけれども、「引き継ぎについては、1年間かけて行うものとし」とあるんですが、この1年間というのは民営化されてからの1年間の引き継ぎなんでしょうか。それとも、来年度から公立の取石幼稚園の間に1年間かけて引き継ぎするのか。そこ、ちょっと教えていただきたいんですけども。

◇委員長 どうぞ。

◇事務局 説明不足で申しわけございません。7ページのスケジュールをごらんいただきたいと思ひます。

表の22年度というところの一番下に「引き継ぎ保育等の実施」というのを記載させていただいておると思ひます。この22年度で我々が考えております引き継ぎ保育、これが1年間。ですから、23年4月の開園に向けて、その開園するまでに1年間かけて行いたいと。ですから、今ご指摘のありました引き継ぎ保育につきましては、公立の取石幼稚園、取石保育所の間に平成22年度の1年間をかけて引き継ぎ保育を行いたいということでございます。

◇委員 それに対してちょっと質問させていただけるでしょうか。

でも、来年度から、公立の取石幼稚園の間に引き継ぎされるということですよ。一応、民営化、認定こども園になるという前提ではあるんですが、来年度はまだ公立の取石幼稚園という形だと思ひますので、引き継ぎというのも結構だと思ひますけれども、保育に関して、ま

た幼児教育に関しては公立の先生にお願いしたいという保護者の要望が出ています。

顔合わせ、いきなり年度が変わって先生ががらっとかわるのも子どもたちは確かにストレスも感じるでしょうけれども、保護者としては、公立幼稚園がよくて、選択して入れていますので、例えばコミュニケーションとかとったりして顔合わせする分は3学期からでも全然大丈夫だと思うんですけども、ふだんの保育から運動会、いろんなスケジュールにおいては公立の幼稚園の先生にお願いしたいという希望を持っています。

以上です。

◇委員長 どうぞ。

◇事務局 幼稚園ということでしたので、今のわかる範囲でお答えしたいと思います。

この引き継ぎの中には、ここにも書いておりますように、保育の引き継ぎもあれば、園の運営も含めて行事とか、いろんな形のものがあると考えています。今おっしゃっているように、幼稚園部分と保育所部分、いわゆる取石幼稚園と取石保育所という形で引き継ぎをしていくという格好になっておりますので、当然、今おっしゃっているように、保護者の方の意見、現場の先生方のご意見、さらには、この委員会で法人を決定していただければ、そういった法人の考え方、それらを総合しながら引き継ぎをしていくという形になってくると思います。ですから、当然、引き継ぎでも、0歳児の引き継ぎ、あるいは5歳児の引き継ぎ、これもおのずと変わってくると思いますので、そこらはこれからの今私申し上げたような3者で協議をしていくということとあわせて、とにかく引き継ぎについては1年かけてやっていきたいと思いますという考え方をここに示しているということですので。

◇委員長 よろしいでしょうか。

◇委員 すみません。もう一つ、よろしいでしょうか。

◇委員長 はい。

◇委員 同じページの「(14) 制服・道具箱等個人用具については、現在使用のものを在園中は認めること」とありますけれども、子どもさんによってはやっぱり新しい、今度変わってきた制服を着てみたいとか道具を一緒のものにしたいと、いろんな意見があると思うんですけども、ちょうど来年度、公立幼稚園、取石幼稚園に入園してくる子どもたちが例えば制服なんかでもレンタルしていただけたらとか、そういった面というのをお考えでしょうか。

制服も、ちょっと私も認定こども園というのがどういうものかわからないので、どういう制服をみんな着ていらっしゃるのか知らないんですけども、私立となったら、今の公立の子が着ているのよりかわいらしいとか、そういうのを着てくるのかなと思うんですけども、そ

ここに公立幼稚園の子がそのままその服を着て、男の子とかは別にそう考えないでしょうけど、女の子ってやっぱり小ちゃくても服も見たりするので、そういう、もし、要望があれば、そこも検討していただきたいということと。

今ここで言わせていただいて、それこそこの会にすぐわなかったら、申しわけないんですけども、認定こども園ができ上がって、それでもやっぱり公立の幼稚園に通わせたいという保護者の声もたくさん聞かれますので、この認定こども園を設立すると同時に、一緒に公立に行きたい方のケアも考えていただきたいと思っています。取石からですと、一番近いのが加茂幼稚園になるんですけども、とは言っても、踏み切りを越え、第二阪和を越えて渡らないといけません。そこへは自転車では通園がとても困難な状態とも言えますので、特に雨の日は下のお子さんがある方たちというのはすごく大変になりますので、バスを走らせていただくことなども含めて検討していただきたい。例えば、らくらく号でしたら9時から出発ですので、その前に通園バスにさせていただくなどの配慮も、認定こども園を選考しながら、同時に、そちらの公立を希望される方のケアも考えていただきたいと思っています。

以上です。すみません、長々と。

◇委員長 事務局。

◇事務局 今2つ点が出たかと思えますけども、制服のレンタルということですけども、今、いわゆる運営条件の中で、もちろんこの選考委員会の中で決めていただくことなんですけども、事務局のたたき台の考え方としたら、少なくともこういった制服とか、あるいはお道具箱とか、個人使用のものについてはこのまま使っていただけるようにしてくれというのが基本、ベースになっています。今おっしゃっているように、やはり制服のレンタルということも考えてもらってはどうかということであれば、またこの中で議論していただいて、この条件の中に入ってくるという形になるのかなというふうに思っています。

それと、もう一つは、この委員会とは直接関係ないかわかりませんが、当然、取石の幼稚園の子どもさんがそのまま23年4月に認定こども園に入るケースと、そうならずして他の公立幼稚園へかわられる、あるいは取石地域の方が公立幼稚園へ行く場合には、そういった通園ということも十分考えた中でやっていきなさいという意見、これはご意見として非常に貴重なものがあると思いますので、また私ども教育委員会のほうで検討させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思っています。

◇委員 ありがとうございます。

◇委員長 よろしいでしょうか。

◇委員 はい、すみません。

◇委員長 ほかのご意見ございますか。

はい。

◇委員 後でまた詳しく出るんじゃないかと思えますけども、あそこの施設なんですけど、今あるのは無償でということですけども、後、これはどのような、駐車場とか、いろんなことをつけ足すということですけども、こういったものも、今の場所をそのままやるわけですか。どういう形で進められるんですかね、今。ちょっとわかる範囲で、後でどうせこれはゆっくり出てくる問題だと思いますけども、現状のところに並行してやっていくんですか。

◇委員長 はい。

◇事務局 取石保育所につきましては、過日、耐震診断の結果の数値が非常に低かったということで、本年中に改修工事、取石幼稚園を改修して、そちらのほうで取石保育所の園児を保育したいと、年明けにはそちらのほうで保育を行いたいというふうに考えております。現存、現在ございます取石保育所の建物、この敷地と建物の部分を来年4月から法人さんのほうに無償貸し付け、あるいは無償譲渡した形でお渡しして、その法人さんによって今の現在の取石保育所の場所で建物を取り壊していただいて、新しい施設を建てていただくというふうに考えております。ですから、そういった、その辺の図面等も、こちらのほうもまたご用意して、資料としてお出しさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◇委員 わかりました。

◇委員長 ほかにご意見ございますか。

どうぞ。

◇委員 11 ページなんですけれども、認定こども園の1のところなんですけど、認定こども園は違ったのかな、ちょっと私もあれなんですけども、ここに書いてある(1)の幼稚園教育要領の年度と保育所保育指針の年度、局長通知と書いているものですが、これはこの春にどちらも改訂されていますし、告示ですから、局長通知じゃないはずなので、幼稚園教育要領も保育指針もこの年度のものでは多分ない、この4月の発令のもの、告示文書に変わっているので、このままだったら、古いものになってしまうので、ちょっとご確認いただいたらいいなと思いました。

それから、先ほどご質問もあったんですけど、認定こども園の中に4パターンあると思うんですけども、どのタイプで結果的にはやるということが、もし今イメージがあるんなら、教えていただけたらいいかなと。

◇委員長 それは出ましたよ。

◇委員 さっき、何か幼保連携と幼稚園と保育所型と、何かちょっとおっしゃっていましたっけ。

◇委員長 うん。第1類型の……。

◇委員 1ですよ。

◇委員長 1ですよ。

◇委員 幼保連携型の分と思っただけですかね。

◇委員長 はい。

◇委員 すみません。

◇事務局 申しわけございません。1点目の保育所保育指針あるいは幼稚園教育要領、これについては私どものミスでございます。もう一度、これは次回までに訂正して、手直ししたものをお示しさせていただきたいと思っております。

それと、もう一点目の類型にところですけれども、先ほど、これは6ページですね。1番の上の括弧書きの、括弧の中にも記載しておりますように、「幼保連携型として設置を計画しています」というふうに考えております。4つの類型の中の幼保連携型でございます。

(一部録音漏れあり)

◇委員長 時間もきましたので、他に意見がなければ本日の会議は、終わりたいと思っております。事務局のほうから何かあればお願いします。

◇事務局 次回の日程についてご都合をお聞きしたいのですが。次回の会議は11月28日(土)の午後7時30分からということでお願いします。資料等については、後日配布させていただきます。ありがとうございました。